

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

令和 2 年 5 月 15 日

東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号

KDX 芝大門ビル 9 階

株式会社エー・ピーカンパニー

代表取締役社長 米山 久

当社（令和 2 年 10 月 1 日付で「株式会社エー・ピーカンパニー」から「株式会社エー・ピーホールディングス」に商号変更予定）は、当社の 100%子会社である株式会社エー・ピーホールディングス準備会社（令和 2 年 10 月 1 日付で「株式会社エー・ピーカンパニー」に商号変更予定。以下「承継会社」といいます）と、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、当社の飲食店運営事業に関する権利義務の一部を承継会社に承継させること（以下「本吸収分割」といいます）を内容とする吸収分割契約を令和 2 年 5 月 15 日付で締結いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第 782 条第 1 項）

別添「令和 2 年 5 月 15 日付吸収分割契約書」のとおりです。

2. 分割対価等の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

承継会社は当社の 100%子会社であるため、本吸収分割に際し、承継会社は当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。

3. 吸収分割承継会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る貸借対照表

承継会社は、令和 2 年 4 月 30 日に成立した会社であり、確定した最終事業年度は存在しません。

会社成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金及び預金	1,000	純資産の部	
		資本金	1,000
資産合計	1,000	負債純資産合計	1,000

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後を臨時決算日とする当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社
財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

4. 吸収分割会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）
該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

当社の令和 2 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 7,739 百万円、負債
の額は 6,790 百万円、純資産の額は 948 百万円であり、その後、これらの金額に重大
な変動は生じておりません。また、本吸収分割の効力発生日までに当社の収益状況およ
びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に重大な支障を及ぼす事態は
現在のところ予測されていません。

以上により、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産の額は負債の額を十分に上回
る見込みであり、当社の債務については、本吸収分割効力発生日以後も債務の履行の見
込みがあるものと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社における当社から承継された債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込み
です。また、本吸収分割により当社から承継会社に承継する債務については、当社が重畳
的に債務を引き受けます。

よって、承継会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も債務の
履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上